

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ		
条 例			
○北海道防災対策基本条例…………… (防災消防課)	2	○北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例…………… (農政課)	37
○北海道地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例		○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例…………… (建設部総務課)	38
…………… (行政改革局)	5	○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例…………… (都市環境課)	41
○北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課)	5	○北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例…………… (教育庁総務課)	41
○北海道部設置条例の一部を改正する条例…………… (人事課)	5	○学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	
○北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	7	…………… (教育庁教職員課)	42
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課)	8	○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例		…………… (教育庁教職員課)	45
…………… (人事課)	8	○北海道立教育研究所条例の一部を改正する条例…………… (教育庁義務教育課)	45
○北海道条例の整備に関する条例…………… (法制文書課)	10	○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例… (警察本部会計課)	46
○北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例…………… (法制文書課)	30	○北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	
○北海道防災会議条例の一部を改正する条例…………… (防災消防課)	31	…………… (警察本部警務課)	46
○北海道市町村振興基金条例の一部を改正する条例…………… (市町村課)	31	○北海道職員の共済制度に関する条例を廃止する条例…………… (職員厚生課)	46
○北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)	31	○北海道統計調査条例を廃止する条例…………… (統計課)	47
○北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例…………… (自然環境課)	32	○北海道交通安全連絡協議会条例を廃止する条例…………… (くらし安全課)	47
○北海道交通安全基本条例の一部を改正する条例…………… (くらし安全課)	32	○北海道中小企業設備合理化促進条例を廃止する条例…………… (商工金融課)	47
○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例 (保健福祉部総務課)	32	○北海道農家負債整理促進条例を廃止する条例…………… (農業経営課)	47
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		○北海道夕張川二股発電所建設運営委員会条例を廃止する条例	
…………… (保健福祉部総務課)	34	…………… (企業局発電課)	47
○北海道准看護師試験委員条例の一部を改正する条例…………… (医療政策課)	36	○北海道立学校部分林設定条例を廃止する条例…………… (教育庁高校教育課)	48
○北海道介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例		○北海道公立学校職員の共済制度に関する条例を廃止する条例	
…………… (高齢者保健福祉課)	36	…………… (教育庁福利課)	48
○北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例…………… (経済部総務課)	36	○北海道警察の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助する証人等の費用弁償並びに警察官の採用が取り消された者の費用弁償に関する条例を廃止する条例…………… (警察本部会計課)	48
○北海道立工業試験場条例の一部を改正する条例…………… (産業振興課)	37	○北海道警察職員の共済制度に関する条例を廃止する条例	
○北海道地方競馬実施条例の一部を改正する条例…………… (農政課)	37	…………… (警察本部厚生課)	48
		○北海道公安委員会の意見の聴取等に出頭する者の費用弁償条例を廃止する条例…………… (警察本部運転免許管理課)	48
		○北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課)	49
		条 例	

北海道防災対策基本条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第8号

北海道防災対策基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 道民等による防災対策（第9条－第13条）

第3章 道の基本的な施策

第1節 基本方針（第14条）

第2節 協働による防災対策の推進（第15条－第18条）

第3節 災害時の備えを中心とした災害に強い地域づくりの推進（第19条－第21条）

第4節 地域の特性に応じた防災対策の推進（第22条・第23条）

第5節 その他の施策（第24条・第25条）

附則

海に囲まれ、広大な北海道に暮らす私たちは、その地理的条件等により、地震、津波、噴火、暴風、豪雨、豪雪等の様々な災害に見舞われ、大きな被害を受けてきた。津波によって多くの人命が失われた平成5年の北海道南西沖地震や住民が長期の避難を余儀なくされた平成12年の有珠山噴火、全道一円に多大な被害をもたらした平成15年台風10号等は、道民の記憶に深く刻まれている。

道は、このような多様な災害に対応するために、これまで市町村や防災関係機関と連携し、防災対策の充実強化に努めてきた。しかし、近年の大規模地震等への対応から得られた教訓として、被害を最少限度に止めるためには、道、市町村等による対策に加え、道民が日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、道民が自らの安全を自らで守ること、道民、自主防災組織等が地域において互いに助け合うことが重要であることが認識されてきている。

このため、私たちは、道民が安心して暮らせるよう、それぞれの責務に応じた防災のための行動に努め、共に力を合わせて防災対策を推進し、地域の特性に応じた災害に強い地域づくりに取り組むことを決意し、道民の総意としてこの条例

を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、防災のための対策（以下「防災対策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに道民、自主防災組織等及び事業者（以下「道民等」という。）並びに道の責務を明らかにするとともに、道民等による防災対策の基本となる事項及び道の基本的な施策を定めることにより、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）等の法令と相まって、道民等及び道の協働による防災対策を総合的に推進し、もって災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。
- (3) 防災関係機関 道の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関（法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。）、道を警備区域とする陸上自衛隊、道の区域内の消防機関並びに道の地域において業務を行う指定公共機関（同条第5号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。）をいう。
- (4) 自主防災組織等 自主防災組織（法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域において防災を主たる目的として自主的な防災活動を行う団体をいう。
- (5) 災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等であって、災害時の避難等において援護を要する者をいう。

（基本理念）

第3条 防災対策は、自助（道民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（道民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、道民等並びに道、市町村及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

(道民の責務)

第4条 道民は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施しなければならない。

2 道民は、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力しなければならない。

3 道民は、自主防災組織等の活動に積極的に参画するよう努めるものとする。

(自主防災組織等の責務)

第5条 自主防災組織等は、地域住民と協力して、地域における防災対策を実施するよう努めなければならない。

2 自主防災組織等は、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施しなければならない。

2 事業者は、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力しなければならない。

3 事業者は、自主防災組織等が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、災害時に、所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員の安全の確保に努めるものとする。

5 事業者は、災害時に事業を中断しないよう、又は中断した場合においてはできるだけ早期に再開できるよう、事業を継続する体制の整備に努めるものとする。

(道の責務)

第7条 道は、道民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関と連携し、防災対策を総合的に推進する責務を有する。

2 道は、道民等が行う防災対策の支援に努めるものとする。

(市町村との連携等)

第8条 道は、法第5条第1項に規定する責務を有する市町村が防災対策において果たす役割の重要性にかんがみ、防災対策を推進するに当たっては、市町村と緊密な連携を図るとともに、市町村の防災対策に関する施策の推進について必要な支援に努めるものとする。

第2章 道民等による防災対策

(防災に関する意識の高揚等)

第9条 道民は、地域で開催される防災訓練、道、市町村又は防災関係機関が提供する防災に関する情報等により、防災に関する知識の習得及び家庭、職場等を通じた防災に関する意識の高揚に努めるものとする。

2 事業者は、定期的な防災訓練等により、従業員に対する防災に関する知識の普及に努めるものとする。

(物資の備蓄等)

第10条 道民は、自らが災害時に必要とする水、食料、医薬品その他の物資を備蓄し、及び災害等に関する情報を収集できる機器を準備しておくよう努めるものとする。

2 自主防災組織等及び事業者は、消火、救助等に必要となる物資及び資機材を備蓄し、又は整備し、及び点検するよう努めるものとする。

(建築物等の倒壊の防止等)

第11条 道民及び事業者は、所有し、又は管理する建築物、工作物並びに家具及び家財について、あらかじめ、災害による倒壊等を防ぐ措置を講ずるとともに、災害時にあっては、倒壊した工作物による被害の拡大を防止するよう努めるものとする。

(円滑な避難)

第12条 道民は、災害時に次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

(1) 自ら災害等に関する情報を収集するとともに、必要と判断したときは、自主的に避難すること。

(2) 避難勧告（法第60条第1項又は第5項の規定による立退きの勧告をいう。）が発せられたときは、速やかに、これに応じて行動すること。

2 自主防災組織等は、災害時に、安全を確保した上で、地域の住民等に対し災害等に関する情報の伝達、避難の誘導等を行うよう努めるものとする。この場合においては、災害時要援護者の円滑な避難に配慮するものとする。

3 事業者は、災害時に、所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員に対し、災害等に関する情報の提供、避難の誘導等を行うことにより、円滑な避難が行われるよう努めるものとする。

(防災ボランティアによる支援活動)

第13条 被災地においてボランティアとして被災者を支援する者（以下「防災ボランティア」という。）は、道及び市町村と連携を図り、被災地の状況に応じた支援活動を実施するよう努めるものとする。

第3章 道の基本的な施策

第1節 基本方針

第14条 道は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき防災対策を推進するものとする。

- (1) 道民等との協働により、道民運動として防災対策を推進すること。
- (2) 災害時の備えを中心とした災害に強い地域づくりを推進すること。
- (3) 本道の地域特性に応じた防災対策を推進すること。

第2節 協働による防災対策の推進

（道民及び自主防災組織等との協働）

第15条 道は、市町村及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項を行うことにより、道民及び自主防災組織等との協働による防災対策を円滑に行うための体制の整備に努めるものとする。

- (1) 防災教育、防災訓練その他道民等が防災に関する知識を習得し、又は防災に関する意識の高揚を図るための機会を確保すること。
- (2) 防災対策に必要な知識、経験、資格等を有する専門的な防災ボランティア及び防災ボランティアの連絡調整を行う者を育成すること。

（事業者との協働）

第16条 道は、災害時の避難場所の提供、食料、医薬品等の生活物資の供給、輸送等において事業者と協働できるよう、協定の締結等の体制の整備に努めるものとする。

（道民等の意見の反映）

第17条 道は、防災対策に道民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（協働による災害時要援護者への支援）

第18条 道は、道民、自主防災組織及び市町村と協働して、災害時要援護者への情報の提供及び避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるものとする。

2 道は、市町村及び自主防災組織と連携して、災害時要援護者が避難等の支援

を受ける際に必要な情報をあらかじめ提供でき、その情報が適切に管理される環境づくりに努めるものとする。

第3節 災害時の備えを中心とした災害に強い地域づくりの推進

（調査研究の推進）

第19条 道は、防災関係機関等と連携し、防災対策を効果的に進める上で必要な調査研究を行うとともに、その成果を市町村、防災関係機関等で共有し、防災対策に反映するよう努めるものとする。

（情報の収集等）

第20条 道は、市町村及び防災関係機関と連携し、災害に備えるために必要な情報を収集するとともに、広く道民等がこれらの情報を共有できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（防災に関する施設等の整備）

第21条 道は、市町村及び防災関係機関と連携し、災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐことが適切に行われるよう、防災に関する施設及び設備について、計画的に整備を図るものとする。

第4節 地域の特性に応じた防災対策の推進

（積雪寒冷期における防災対策の推進）

第22条 道は、積雪寒冷という本道の地域特性に応じ、市町村及び防災関係機関と連携し、積雪又は融雪による災害への対策を推進するための体制の整備を図るとともに、積雪寒冷期における避難路及び避難場所の確保等の対策を進めるものとする。

（孤立地区対策の推進）

第23条 道は、道内に孤立地区（災害の発生により交通が途絶する可能性が高い地区をいう。以下この条において同じ。）が多いことにかんがみ、市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における孤立地区に対する医療の確保、物資の輸送、情報の提供等の防災対策を推進するための体制の整備を図るものとする。

第5節 その他の施策

（表彰）

第24条 道は、防災対策の推進に関して特に功績があったと認められるものを表彰するものとする。

（財政上の措置）

第25条 道は、防災対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過すると共に、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

北海道地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第9号

北海道地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例

北海道地方独立行政法人評価委員会条例（平成18年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「5人」を「10人」に改める。

第4条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「委員長」の次に「及び副委員長」を加え、同条第4項中「委員長に」を「副委員長は、委員長を補佐し、委員長に」に改め、「、委員長があらかじめ指名する委員が」を削る。

第6条に次の1項を加える。

- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に北海道地方独立行政法人評価委員会の委員である者の任期は、北海道地方独立行政法人評価委員会条例第3条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第10号

北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第3号」の次に「に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号」を加え、「（第1号及び第2号）」を「（第1号から第3号まで）」に改め、同項第1号中「30万6,900円」を「41万900円」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額3万6,400円

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

北海道部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第11号

北海道部設置条例の一部を改正する条例

北海道部設置条例（昭和27年北海道条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2号中「知事政策部」を「総合政策部」に改め、同号中ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ 地域の振興に関する事項

エ 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

第2号に次のように加える。

カ 統計に関する事項

第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定（同項第 3 号に係る部分に限る。） 公布の日

(2) 附則第 4 項のうち北海道企画振興部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第 4 号）別表の改正規定中旅券法（昭和26年法律第267号）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）に基づく事務（以下この項において「旅券法に基づく事務」という。）に係る部分（深川市に係る部分に限る。）及び附則第 6 項の規定 平成21年 6 月 1 日

(3) 附則第 4 項のうち北海道企画振興部の事務処理の特例に関する条例別表の改正規定中旅券法に基づく事務に係る部分（釧路市に係る部分に限る。）及び附則第 7 項の規定 平成21年 7 月 1 日

(4) 附則第 4 項のうち北海道企画振興部の事務処理の特例に関する条例別表の改正規定中旅券法に基づく事務に係る部分（厚岸町及び標茶町に係る部分に限る。）及び附則第 8 項の規定 平成21年10月 1 日

（北海道知事政策部手数料条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北海道知事政策部手数料条例（平成16年北海道条例第 3 号）

(2) 北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例（平成18年北海道条例第 3 号）

(3) 北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成20年北海道条例第102号）

（北海道企画振興部手数料条例の一部改正）

3 北海道企画振興部手数料条例（平成12年北海道条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「企画振興部」を「総合政策部」に改める。

別表 1 の 2 の項の次に次のように加える。

1 の 3 旅券法（昭和26年法律第267号）第 5 条第 1 項本文の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券（10 年有効旅券） 発給手数料	2,000円	旅券の交付を受けるとき
---	-------------------------	--------	-------------

1 の 4 旅券法第 5 条第 1 項ただし書の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券（5 年有効旅券） 発給手数料	2,000円	旅券の交付を受けるとき
1 の 5 旅券法第 5 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券（限定旅券）発給手数料	2,000円	旅券の交付を受けるとき
1 の 6 旅券法第 9 条第 1 項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加	一般旅券渡航先追加手数料	300円	旅券の交付を受けるとき
1 の 7 旅券法第10条第 1 項ただし書の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正	一般旅券記載事項訂正手数料	200円	旅券の交付を受けるとき
1 の 8 旅券法第12条第 1 項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補	一般旅券査証欄増補手数料	500円	旅券の交付を受けるとき

（北海道企画振興部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

4 北海道企画振興部の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「企画振興部」を「総合政策部」に改める。

第 2 条に次のただし書を加える。

ただし、同表 2 の項の左欄に掲げる事務のうち急を要する申請等の場合その他の規則で定める場合に係るものは、この限りでない。

別表中 2 の項を 3 の項とし、1 の項の次に次のように加える。

2 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（右欄に掲げる市町において(1)、(6)若しくは(7)の申請、(8)の届出、(10)の返納又は(12)の申出（以下この項において「申請等」という。）を行う者が、当該市町	旭 川 市 釧 路 市 稚 内 市 芦 別 市 紋 別 市
--	---

- の備える住民基本台帳に記録されている場合に係るものに限る。)
- (1) 法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請の受理
 - (2) 法第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認
 - (3) 法第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実の認定
 - (4) 法第3条第3項の規定による申請者が人違いでないこと等の確認
 - (5) 法第8条第1項(法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。)又は第3項の規定による一般旅券の交付
 - (6) 法第10条第1項ただし書の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理
 - (7) 法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理
 - (8) 法第17条第1項及び第2項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理
 - (9) 法第17条第3項の規定による届出者が人違いでないこと等の確認
 - (10) 法第19条第5項の規定による一般旅券の返納の受理
 - (11) 法第19条第6項の規定による返納を受けた一般旅券の還付
 - (12) 省令第3条第1項の規定による申請者が出頭しない場合の申請の出の受理
 - (13) 省令第3条第2項の規定による出頭した者が申請者の指定した者であることの確認

士別市
千歳市
滝川市
砂川市
深川市
登別市
北斗市
奥尻町
今金町
せたな町
余市町
南幌町
栗山町
枝幸町
遠軽町
上湧別町
白老町
平取町
新ひだか町
芽室町
広尾町
厚岸町
浜中町
標茶町
弟子屈町

(北海道企画振興部の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の日前に旅券法及び旅券法施行規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては士別市長が管理し、及び

- 執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。
- 6 附則第1項第2号に定める日前に旅券法及び旅券法施行規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては深川市長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。
- 7 附則第1項第3号に定める日前に旅券法及び旅券法施行規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては釧路市長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。
- 8 附則第1項第4号に定める日前に旅券法及び旅券法施行規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては厚岸町長又は標茶町長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第12号

北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

北海道特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年北海道条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表第2収用委員会の部を次のように改める。

会	長	ア 会議に出席した場合又は出張した場合 日額 27,000円	知事の旅費相当額
		イ 裁決書又は和解調書の案の作成その他の知事	

収 用 委 員 会		が定める業務に従事した場合 1 事案ごとに 27,000円	
	委員又は予備委員	ア 会議に出席した場合又は出張した場合 日額 24,000円 イ 裁決書又は和解調書の案の作成その他の知事が定める業務に従事した場合 1 事案ごとに 24,000円	一般職の道職員の行政職給料表による10級の職務にある者の旅費相当額

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第13号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号ア中「8,668人」を「8,565人」に改め、同号イ中「1,889人」を「1,746人」に改め、同条第9号ア中「2,931人」を「3,034人」に改め、同号イ中「1,380人」を「1,327人」に改め、同条第10号中「98人」を「97人」に改め、同条第11号ア中「3万1,415人」を「3万1,451人」に改め、同号イ中「2,105人」を「2,037人」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第14号

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

第6条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、人事委員会規則の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

第7条を次のように改める。

（休憩時間）

第7条 任命権者は、第4条第1項の公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員のうち、別に定める職員については、所定の勤務時間のうちに、人事委員会規則の定めるところにより、休憩時間を置くものとする。

第8条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

2 この条例による改正後の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員で同項の規定により4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間が29時間又は29時間15分と定められたものに係る改正後の条例第6条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「ときは」とあるのは、「とき又は職員の勤務の形態を考慮して相当の理由があると認めるときは」とする。

(北海道職員の給与に関する条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「8時間」を「7時間45分」に改める。

(1) 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第14条第2項

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）第7条第2項

(3) 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第16条第2項

(北海道職員の特殊勤務手当に関する条例及び北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 次に掲げる条例の規定中「64」を「62」に改める。

(1) 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）第30条の2第4項

(2) 北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第78号）第8条第3項

(北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

5 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号及び第2号中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改め、同条第3号中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」

に、「40時間」を「38時間45分」に改める。

第15条第1項の表及び第3項の表中「8時間」を「7時間45分」に改める。

(北海道職員等の修学部分休業に関する条例及び北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

6 次に掲げる条例の規定中「1週間を通じて20時間」を「当該職員の1週間当たりの正規の勤務時間の2分の1」に、「30分」を「5分」に改める。

(1) 北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第4号）

第2条第1項

(2) 北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第5号）第2条第1項

(北海道職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行前に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項の規定によりなされた修学部分休業の承認（この条例の施行前に期間が終了した修学部分休業に係るものを除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日又は当該修学部分休業の開始の日のいずれか遅い日から当該修学部分休業の期間の末日までの間において任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員にあっては、市町村教育委員会。次項において同じ。）が定める内容の同項の規定によりなされた修学部分休業の承認があったものとみなす。

(北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行前に地方公務員法第26条の3第1項の規定によりなされた高齢者部分休業の承認（この条例の施行前に期間が終了した高齢者部分休業に係るものを除く。）は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日又は当該高齢者部分休業の開始の日のいずれか遅い日から当該高齢者部分休業の期間の末日までの間において任命権者が定める内容の同項の規定によりなされた高齢者部分休業の承認があったものとみなす。

(北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

北海道条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第15号

北海道条例の整備に関する条例

目次

- 第1章 総務部関係（第1条－第17条）
- 第2章 知事政策部関係（第18条）
- 第3章 企画振興部関係（第19条－第23条）
- 第4章 環境生活部関係（第24条－第47条）
- 第5章 保健福祉部関係（第48条－第77条）
- 第6章 経済部関係（第78条－第88条）
- 第7章 農政部関係（第89条－第105条）
- 第8章 水産林務部関係（第106条－第110条）
- 第9章 建設部関係（第111条－第129条）
- 第10章 出納局関係（第130条・第131条）
- 第11章 企業局関係（第132条－第134条）
- 第12章 教育委員会関係（第135条－第147条）
- 第13章 公安委員会関係（第148条－第155条）
- 第14章 監査委員関係（第156条）
- 第15章 人事委員会関係（第157条）
- 第16章 労働委員会関係（第158条）

附則

第1章 総務部関係

（日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基づく債務の免除に関する条例等の廃止）

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- （1）日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基づく債務の免除に関する条例（昭和27年北海道条例第59号）

（2）昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う関係条例の適用に関する条例（平成元年北海道条例第1号）

（3）昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年北海道条例第14号）

（4）北海道条例の左横書きの実施等に関する条例（平成14年北海道条例第61号）

（北海道総務部手数料条例の一部改正）

第2条 北海道総務部手数料条例（平成12年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「者に対しては」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

（北海道行政基本条例の一部改正）

第3条 北海道行政基本条例（平成14年北海道条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例の施行後3年を経過した場合において」を「平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに」に、「規定」を「施行の状況等」に改める。

（北海道職員等の分限に関する条例及び北海道恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正）

第4条 次に掲げる条例の規定中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

（1）北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第3条第3項

（2）北海道恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年北海道条例第60号）第10条第1項及び第3項並びに第11条第1項

（北海道職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「の各号」を削り、同条第2号中「並びに商品代金の立替えに

係る返済金」及び「並びに預金の積立金」を削る。

第7条第1項中「及び降給等」を「、降給等」に改める。

(北海道職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第6条 北海道職員等の旅費に関する条例(昭和28年北海道条例第38号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「因り」を「より」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第7条ただし書、第8条第1項ただし書、第17条第2項、第18条第2項、第25条第1項第2号及び第3号並びに第37条第1項中「因り」を「より」に改める。

(北海道特別職職員報酬等審議会条例の一部改正)

第7条 北海道特別職職員報酬等審議会条例(昭和40年北海道条例第50号)の一部を次のように改正する。

第6条中「はかつて」を「諮って」に改める。

(北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第8条 北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年北海道条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「きく」を「聴く」に改める。

第6条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(北海道職員等の定数に関する条例の一部改正)

第9条 北海道職員等の定数に関する条例(昭和47年北海道条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条第5号中「もっぱら」を「専ら」に改める。

(北海道条例等の公布等に関する条例の一部改正)

第10条 北海道条例等の公布等に関する条例(昭和25年北海道条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条、第5条第2項及び第6条中「これを」を「ついて」に改める。

第7条中「道規則又は」の次に「知事以外の」を加え、「若しくは」を「及び知事又は知事以外の道の機関の定める」に、「それぞれ当該」を「当該道規

則若しくは知事以外の道の機関の定める」に改める。

(財政状況の公表に関する条例の一部改正)

第11条 財政状況の公表に関する条例(昭和23年北海道条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「因り」を「より」に改める。

第4条第2項中「定むる」を「定める」に改める。

(北海道税条例の一部改正)

第12条 北海道税条例(昭和25年北海道条例第56号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「者に対し」を「者を」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第11条の見出し中「課税洩れ」を「課税漏れ」に、「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「課税洩れ」を「課税漏れ」に、「又は許偽」を「又は偽り」に、「因り免かれた」を「より免れた」に改める。

第27条中「第7条の19第4項」を「第7条の19第7項」に改める。

第34条の2中「同条第5項」を「同条第32項」に改める。

第41条第1項の表中「その指定する」を「知事の指定する」に改める。

第43条の4第1項及び第44条の5第1項中「者に対し」を「者を」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第44条の10の4第10項中「第5項の還付」を「第8項の還付」に改める。

第44条の10の5第1項中「第39条の5第1項」を「第39条の5」に改め、同条第4項中「又は商工組合」を削る。

第46条の9第1項中「者には」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第67条第1項中「報告しなかった」を「報告をしなかった」に、「者に対し」を「者を」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第74条第1項中「者に対し」を「者を」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第89条の7第2項中「大規模償却資産」を「大規模の償却資産」に改める。

第89条の10第1項中「因り」を「より」に、「大規模償却資産」を「大規模の償却資産」に改める。

第89条の11第1項中「者に対し」を「者を」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第92条第2項第3号中「第1002条」を「第1002条第1項」に改める。

第109条第5項中「附則第18条の11の2第2項」を「第18条の11の2第2項」に改める。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正）

第13条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例（昭和27年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第3項、第5項及び第6項に規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等」を「第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者又は同条第6項に規定する軍人用販売機関等」に、「もっぱら」を「専ら」に、「、以下」を「。以下」に改める。

第1条の2第1号中「1万9,000円」の次に「（総排気量が4.5リットルを超えるものにあつては、2万2,000円）」を加え、同条第2号中「6,500円」を「7,500円」に改め、同条第3号中「2万8,000円」を「3万2,000円」に改め、同条第4号中「6,500円」を「7,500円」に改め、同条第5号中「前4号」を「前各号」に改める。

第5条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「持ち出る」を「持ち出す」に改め、同条第2号中「まっ消登録」を「抹消登録」に改める。

第6条中「知事が」を「規則で」に改める。

（北海道税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第14条 北海道税条例の一部を改正する条例（平成20年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第26条の2の次に1条を加える改正規定のうち第26条の3第1項第2号中「当該納税義務者に係る賦課期日現在において」を削る。

（北海道災害対策本部条例及び北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例の一部改正）

第15条 次に掲げる条例の規定中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

（1）北海道災害対策本部条例（昭和37年北海道条例第54号）第1条

（2）北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例第56号）第1条

（北海道石油コンビナート等防災本部条例の一部改正）

第16条 北海道石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年北海道条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第8項」を「第28条第9項」に改める。

（北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例の一部改正）

第17条 北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（検討）

4 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第2章 知事政策部関係

（北海道知事政策部手数料条例の一部改正）

第18条 北海道知事政策部手数料条例（平成16年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「者に対しては」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第3章 企画振興部関係

（北海道企画振興部手数料条例の一部改正）

第19条 北海道企画振興部手数料条例（平成12年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「者に対しては」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

（自治紛争処理委員の求めにより出頭した者の費用弁償条例の一部改正）

第20条 自治紛争処理委員の求めにより出頭した者の費用弁償条例（昭和28年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「関係人」の次に「（以下「出頭者」という。）」を加える。

第2条第1項中「前条の」を削り、同条第2項中「船賃」の次に「、航空賃」

を加え、「及び宿泊料の5種」を「、宿泊料及び食卓料の7種」に改める。

(北海道選挙管理委員会の求めにより出頭した選挙人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

第21条 北海道選挙管理委員会の求めにより出頭した選挙人等の費用弁償に関する条例(昭和33年北海道条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「及び宿泊料の5種」を「、宿泊料及び食卓料の7種」に改める。

(北海道固定資産評価審議会条例の一部改正)

第22条 北海道固定資産評価審議会条例(昭和37年北海道条例第55号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

(北海道科学技術振興条例の一部改正)

第23条 北海道科学技術振興条例(平成20年北海道条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(検討)

6 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第4章 環境生活部関係

(北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部改正)

第24条 北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例(昭和57年北海道条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道環境生活部手数料条例の一部改正)

第25条 北海道環境生活部手数料条例(平成12年北海道条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条中「者に対しては」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改

める。

(北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第26条 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の3の項(4)中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同表の4の項中「別表第2」を「次表」に改め、同表の4の3の項中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(10)までを(2)から(9)までとする。

(北海道環境基本条例の一部改正)

第27条 北海道環境基本条例(平成8年北海道条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(検討)

5 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道環境影響評価条例の一部改正)

第28条 北海道環境影響評価条例(平成10年北海道条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(検討)

第10条 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道公害紛争処理条例の一部改正)

第29条 北海道公害紛争処理条例(昭和45年北海道条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「又は宿泊料」を「、宿泊料又は食卓料」に改める。

第5条第1号中「船賃」の次に「、航空賃」を、「宿泊料」の次に「、食卓料」を加え、同条第3号中「又は宿泊料」を「、宿泊料又は食卓料」に改める。

(北海道公害防止条例の一部改正)

第30条 北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第9項中「そこなう」を「損なう」に改める。

第10条第1項及び第17条第2項中「あたって」を「当たって」に改める。

第20条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第24条中「かえて」を「代えて」に、「きびしい」を「厳しい」に改める。

第43条中「そこなわれる」を「損なわれる」に改める。

第48条第1項中「そこなわれる」を「損なわれる」に改め、同条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第57条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第2項中「そこなわれ、又はそこなわれる」を「損なわれ、又は損なわれる」に改める。

第59条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第60条第1項中「そこなわれる」を「損なわれる」に改め、同条第3項中「あたって」を「当たって」に改める。

第61条、第63条及び第64条中「そこなわれる」を「損なわれる」に改める。

第66条中「そこなう」を「損なう」に改める。

第68条中「そこなわれる」を「損なわれる」に改める。

第79条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附則に次の1項を加える。

7 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正）

第31条 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年北海道条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その

結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第32条 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道脱スパイクタイヤ推進条例の一部改正）

第33条 北海道脱スパイクタイヤ推進条例（平成元年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第9項」を「第2条第8項」に改める。

附則第2項中「平成3年度以降において、この条例の施行状況」を「平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等」に、「規定」を「施行の状況等」に改める。

（北海道胞衣及び産わい物処理条例の一部改正）

第34条 北海道胞衣及び産わい物処理条例（昭和24年北海道条例第60号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道^{えな}胞衣及び産わい物処理条例

第1条に見出しとして「（定義）」を付し、同条中「条例で、産わい物」を「条例において、「産わい物」に、「胞衣」を「^{えな}胞衣」に改める。

第2条に見出しとして「（処理の方法）」を付し、同条中「各号」の次に「のいずれかの方法」を加え、「又は便所若しくは」を「、便所」に改め、同条第2号中「地表下」を「井戸又は飲用水源から5メートル以上離れた場所の地表下」に改め、同号ただし書を削る。

第3条に見出しとして「（許可）」を付し、「、又は」を「又は」に、「知事の」を「規則で」に改め、「施設し、」の次に「知事の」を加え、同条後段を次のように改める。

廃止し、又は変更しようとする者も、同様とする。

第4条に見出しとして「（処理場以外の場所での処理の禁止）」を付し、「知

事の」を「規則で」に、「収集運搬し」を「収集し、及び運搬するものとし」に改める。

第5条に見出しとして「(報告徴収及び立入検査)」を付し、同条第1項中「必要で」を「必要が」に、「又は、」を「又は」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による立入検査をする当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第5条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第6条に見出しとして「(許可の取消し等)」を付し、同条中「、その処理状況」を「その処理状況」に、「認めた」を「認める」に、「若しくは期間」を「又は期間」に、「使用又は」を「使用若しくは」に、「、命ずる」を「命ずる」に改める。

第7条に見出しとして「(聴聞の特例)」を付し、同条第2項及び第3項に項番号を付する。

第8条を次のように改める。

(罰則)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、拘留又は科料に処する。

(1) 第3条又は第4条の規定に違反した者

(2) 第5条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、若しくは忌避した者

第9条に見出しとして「(規則への委任)」を付し、同条中「施行」を「の施行」に、「規定は知事が」を「事項は、規則で」に改める。

附則第10条に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第11条の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第12条第2項及び第3項に項番号を付し、附則に次の1条を加える。

(検討)

第13条 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例の一部改正)

第35条 北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例(平成15年北海道条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道循環型社会形成の推進に関する条例の一部改正)

第36条 北海道循環型社会形成の推進に関する条例(平成20年北海道条例第90号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「施行後5年を経過した場合において」を「施行の日から起算して5年を経過するごとに」に、「状況」を「状況等」に改める。

(北海道立自然公園条例の一部改正)

第37条 北海道立自然公園条例(昭和33年北海道条例第36号)の一部を次のように改正する。

第46条中「者に対しては」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

附則第3項の前の見出しを削る。

附則に次の1項を加える。

6 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第38条 北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(検討)

10 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正)

第39条 北海道希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道男女平等参画推進条例の一部改正）

第40条 北海道男女平等参画推進条例（平成13年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道消費生活条例の一部改正）

第41条 北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 8 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道暴走族の根絶等に関する条例の一部改正）

第42条 北海道暴走族の根絶等に関する条例（平成15年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日を経過したとき及び同日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例の一部改正）

第43条 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例（平成17年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道青少年健全育成条例の一部改正）

第44条 北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道文化振興条例の一部改正）

第45条 北海道文化振興条例（平成6年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

第46条 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「就職した」を「就任した」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道市民活動促進条例の一部改正）

第47条 北海道市民活動促進条例（平成13年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その

結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第5章 保健福祉部関係

(北海道国民健康保険審査会に出頭する関係人等の費用弁償条例及び地方公営企業法の規定の適用の特例に関する条例の廃止)

第48条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 北海道国民健康保険審査会に出頭する関係人等の費用弁償条例（昭和35年北海道条例第20号）
- (2) 地方公営企業法の規定の適用の特例に関する条例（昭和41年北海道条例第67号）

(北海道保健福祉部手数料条例の一部改正)

第49条 北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「者に対しては」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

(北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第50条 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項(34)中「第72条の3第1項」を「第72条の4第1項」に改め、同項(35)中「第72条の3第2項」を「第72条の4第2項」に改め、同表の8の項中「別表第2」を「次表」に改める。

(北海道立衛生学院条例の一部改正)

第51条 北海道立衛生学院条例（昭和36年北海道条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とし、附則第5項を附則第4項とし、附則第6項を附則第5項とし、附則第7項中「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とし、附則第8項中「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とし、附則第9項を附則第8項とする。

(北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例の一部改正)

第52条 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例（昭和36年北海道条例第84号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「傷い、」を削る。

附則に次の1項を加える。

- 5 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部改正)

第53条 北海道看護職員養成修学資金貸付条例（昭和38年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「傷い、」を削る。

附則に次の1項を加える。

- 4 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道立看護学院条例の一部改正)

第54条 北海道立看護学院条例（昭和45年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第55条 公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法」を削り、「規定により」を「規定に基づき」に改める。

第5条中「なし」を「行い」に、「尚」を「かつ、」に改める。

第6条中「しなければ」を「備えなければ」に改める。

第7条第1項及び第8条中「各号の措置をしなければ」を「措置を講じなければ」に改める。

第10条中「公衆浴場法」を「法」に、「きたす虞れ」を「来すおそれ」に改める。

第11条の見出しを「(知事への委任)」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（旅館業法施行条例の一部改正）

第56条 旅館業法施行条例（昭和24年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（食品の製造販売行商等衛生条例の一部改正）

第57条 食品の製造販売行商等衛生条例（昭和29年北海道条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「定が」を「定めが」に改める。

第13条中「前条の刑」を「同条の刑」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 7 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（かきの処理等に関する衛生条例の一部改正）

第58条 かきの処理等に関する衛生条例（昭和37年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第14条中「前条の罰金」を「同条の刑」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 11 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道公衆浴場入浴料金審議会条例の一部改正）

第59条 北海道公衆浴場入浴料金審議会条例（昭和38年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「15人」を「13人」に改め、同条第2項中「の各号」及び第4号を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 委員は、再任されることができる。

第7条中「はかつて」を「諮って」に改める。

（化製場等に関する法律施行条例の一部改正）

第60条 化製場等に関する法律施行条例（昭和59年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（興行場法施行条例の一部改正）

第61条 興行場法施行条例（昭和59年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（食品衛生法施行条例の一部改正）

第62条 食品衛生法施行条例（平成12年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（理容師法施行条例の一部改正）

第63条 理容師法施行条例（平成12年北海道条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（美容師法施行条例の一部改正）

第64条 美容師法施行条例（平成12年北海道条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(クリーニング業法施行条例の一部改正)

第65条 クリーニング業法施行条例(平成14年北海道条例第70号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(と畜場法施行条例の一部改正)

第66条 と畜場法施行条例(平成15年北海道条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道急性中毒患者届出条例の一部改正)

第67条 北海道急性中毒患者届出条例(昭和25年北海道条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「食品衛生法」の次に「(昭和22年法律第233号)」を、「定める」の次に「もの」を加え、「なましめ」を「させ」に改める。

第2条中「因る」を「よる」に、「なお、」を「なお」に改める。

第3条第1号中「とき」を「とき。」に改め、同条第2号中「廃止し、又は」を削り、「とき」を「とき。」に改め、同条第3号中「とき」を「とき。」に改める。

第5条中「、定める」を「定める」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その

結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道医師養成確保修学資金等貸付条例の一部改正)

第68条 北海道医師養成確保修学資金等貸付条例(平成20年北海道条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(検討)

- 5 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部改正)

第69条 北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例(平成5年北海道条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道福祉のまちづくり条例の一部改正)

第70条 北海道福祉のまちづくり条例(平成9年北海道条例第65号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会福祉法人の助成に関する条例の一部改正)

第71条 社会福祉法人の助成に関する条例(昭和30年北海道条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(精神保健指定医の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第72条 精神保健指定医の報酬及び費用弁償条例（昭和25年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「及び宿泊料の 5 種」を「、宿泊料及び食卓料の 7 種」に改める。

（北海道心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第73条 北海道心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年北海道条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項並びに第14条第 1 項及び第 3 項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

（北海道地方障害者施策推進協議会条例の一部改正）

第74条 北海道地方障害者施策推進協議会条例（昭和46年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「はかつて」を「諮って」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正）

第75条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成18年北海道条例第87号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例の一部改正）

第76条 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（平成16年北海道条例第90号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道認定こども園の認定の基準に関する条例の一部改正）

第77条 北海道認定こども園の認定の基準に関する条例（平成18年北海道条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第 6 章 経済部関係

（北海道商工業振興審議会条例の一部改正）

第78条 北海道商工業振興審議会条例（昭和37年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、再任を妨げない。

（北海道経済部手数料条例の一部改正）

第79条 北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「者に対しては」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

別表42の項から45の項までの規定中「第 4 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同表86の項中「ビル設備管理」を「金属溶解」に改める。

（北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例の一部改正）

第80条 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例（平成19年北海道条例第68号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「この条例の施行後 3 年を経過した場合において」を「平成23 年 4 月 1 日を経過したとき及び同日から起算して 5 年を経過するごとに」に、「状況」を「状況等」に改める。

（北海道アウトドア活動振興条例の一部改正）

第81条 北海道アウトドア活動振興条例（平成13年北海道条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

2 知事は、平成21年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道観光のくにつくり条例の一部改正)

第82条 北海道観光のくにつくり条例（平成13年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道地方卸売市場条例の一部改正)

第83条 北海道地方卸売市場条例（昭和46年北海道条例第50号）の一部を次のように改正する。

第9条、第13条、第14条第3項及び第18条中「すみやかに」を「速やかに、」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例の一部改正)

第84条 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成12年北海道条例第108号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道砂利採取計画の認可に関する条例の一部改正)

第85条 北海道砂利採取計画の認可に関する条例（平成13年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「掘さく」を「掘削」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道労働審議会条例の一部改正)

第86条 北海道労働審議会条例（昭和28年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「15人をもって」を「15人以内で」に改める。

第4条第2項中「学識経験者たる」を「学識経験ある者である」に改める。

第6条第2項中「任命」を「任命し、」に改める。

(父母のない児童の身元保証に関する条例の一部改正)

第87条 父母のない児童の身元保証に関する条例（昭和31年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「当り」を「当たり」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道雇用創出基本条例の一部改正)

第88条 北海道雇用創出基本条例（平成17年北海道条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第7章 農政部関係

(北海道営営農用水事業分担金徴収条例等の廃止)

第89条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 北海道営営農用水事業分担金徴収条例（昭和43年北海道条例第45号）
- (2) 北海道営草地畜産活性化特別対策事業分担金徴収条例（平成9年北海道条例第66号）
- (3) 北海道営草地林地一体的利用総合整備事業分担金徴収条例（平成15年北海道条例第33号）

(北海道地方競馬運営委員会条例の一部改正)

第90条 北海道地方競馬運営委員会条例（昭和28年北海道条例第17号）の一部を

次のように改正する。

第3条第2項中「任命」を「任命し、」に改める。

（北海道地方競馬特別会計条例の一部改正）

第91条 北海道地方競馬特別会計条例（昭和39年北海道条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第21条」を「第3条の2又は第21条」に改める。

（北海道地方競馬事業経営安定基金条例の一部改正）

第92条 北海道地方競馬事業経営安定基金条例（平成2年北海道条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の各号」を削る。

（北海道農業・農村振興条例の一部改正）

第93条 北海道農業・農村振興条例（平成9年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道農政部手数料条例の一部改正）

第94条 北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条中「者に対しては」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

（北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第95条 北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「別表第2」を「次表」に改める。

（北海道食の安全・安心条例及び北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部改正）

第96条 次に掲げる条例の規定中「において」を「及び平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに」に、「状況」を「状況等」に改める。

（1）北海道食の安全・安心条例（平成17年北海道条例第9号）附則第2項

（2）北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成17年北海道条例第10号）附則第6項

（北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例の一部改正）

第97条 北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同関係法令」を「関係法令」に改める。

第9条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第11条中「者には」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（主要農作物種子法の実施に関する条例の一部改正）

第98条 主要農作物種子法の実施に関する条例（昭和28年北海道条例第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、以下」を「。以下」に改める。

（北海道家畜保健衛生所条例の一部改正）

第99条 北海道家畜保健衛生所条例（昭和25年北海道条例第92号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第4条第2項中「場合は」を「ときは」に改め、「いつにても」を削り、「取消、」を「取消し」に改める。

第5条第1項中「並びに」を「及び」に、「及び前条」を「又は前条」に改め、同項ただし書中「これを」を削り、同条第3項中「いかなる理由があっても」を削り、同項ただし書中「知事が」の次に「許可を」を加え、同条第4項中「者には」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第6条の見出しを「（知事への委任）」に改める。

（北海道みつばち転飼条例の一部改正）

第100条 北海道みつばち転飼条例（昭和32年北海道条例第15号）の一部を次の

ように改正する。

第4条第1項中「その旨」を「その旨を」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の規定により知事から出頭を求められた者の費用弁償条例の一部改正)

第101条 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の規定により知事から出頭を求められた者の費用弁償条例(昭和41年北海道条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第2条中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「及び宿泊料」を「、宿泊料及び食卓料の7種」に改める。

(北海道営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正)

第102条 北海道営土地改良事業分担金等徴収条例(昭和32年北海道条例第73号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「そのつど」を「その都度」に改め、同条第2項中「発する」を「交付する」に改める。

(北海道有土地改良財産の譲与に関する条例の一部改正)

第103条 北海道有土地改良財産の譲与に関する条例(昭和37年北海道条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第2条第2項中「の各号」を削る。

(北海道有補償財産の譲与に関する条例の一部改正)

第104条 北海道有補償財産の譲与に関する条例(昭和39年北海道条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第2条第3項中「防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和41年法律第135号)」を「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)」に改め、同条第4項中「の各号」を削る。

(北海道営草地整備改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第105条 北海道営草地整備改良事業分担金徴収条例(昭和48年北海道条例第52号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道営草地整備改良事業等分担金徴収条例

第1条中「北海道営草地整備改良事業」の次に「、北海道営草地畜産活性化特別対策事業、北海道営草地林地一体的利用総合整備事業及び北海道営営農用水事業」を、「以下」の次に「これらを」を加える。

第3条中「者」の次に「(北海道営営農用水事業にあっては、申請により同事業に係る施設による用水の供給対象とされた者)」を加える。

第4条第1項中「そのつど」を「その都度」に改め、同条第2項中「発する」を「交付する」に改める。

第8章 水産林務部関係

(北海道水産林務部手数料条例の一部改正)

第106条 北海道水産林務部手数料条例(平成12年北海道条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条中「者に対しては」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

(北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第107条 北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「停けい泊」を「停係泊」に、「別表第2」を「次表」に改める。

(北海道水産業・漁村振興条例の一部改正)

第108条 北海道水産業・漁村振興条例(平成14年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済

情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道森林づくり条例の一部改正）

第109条 北海道森林づくり条例（平成14年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道漁港管理条例の一部改正）

第110条 北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「掘さく」を「掘削」に改める。

第9条の見出し中「けい留施設」を「係留施設」に改め、同条中「けい留施設」を「係留施設」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「けい留に」を「係留に」に、「けい留する」を「係留する」に改める。

第10条第3項中「終った」を「終わった」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第20条及び第21条中「者には」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表中「けい留施設」を「係留施設」に改める。

第9章 建設部関係

（北海道厚生年金住宅貸与条例の廃止）

第111条 北海道厚生年金住宅貸与条例（昭和32年北海道条例第50号）は、廃止する。

（北海道建設部手数料条例の一部改正）

第112条 北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次の

ように改正する。

第6条中「者に対しては」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第113条 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「別表第2」を「次表」に改める。

（北海道空港条例の一部改正）

第114条 北海道空港条例（昭和36年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

（河川法施行条例の一部改正）

第115条 河川法施行条例（平成12年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道沿岸水域の工事取締条例の一部改正）

第116条 北海道沿岸水域の工事取締条例（昭和24年北海道条例第74号）の一部を次のように改正する。

第9条中「及び」を「又は」に改める。

第11条中「廃止」を「廃止し、」に改める。

第12条の見出しを「（取消し、変更、原状回復その他の処分）」に改め、同条第2号中「着手」を「着手せず、」に改める。

第16条本文中「譲受」を「譲り受け、」に改め、同条ただし書中「譲受人」を「譲受人が」に改める。

第19条中「者には、第18条」を「者は、前条各号」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第20条の前の見出しを削る。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(砂防法施行条例の一部改正)

第117条 砂防法施行条例（平成12年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道屋外広告物条例の一部改正)

第118条 北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）の一部を次のように改正する。

第29条中「者に対しては」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

附則に次の1条を加える。

第37条 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道開発審査会条例の一部改正)

第119条 北海道開発審査会条例（昭和44年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 委員は、再任されることができる。

第3条第1項中「これを」を削る。

第4条第2項中「会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び3人」を「4人」に改める。

(風致地区内建築等規制条例の一部改正)

第120条 風致地区内建築等規制条例（昭和45年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、「第3条前段」を「次条前段」に改める。

第7条第1項第2号中「みずから」を「自ら」に改める。

第8条に次の1項を加える。

4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附則に次の1項を加える。

3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(都市計画法施行条例の一部改正)

第121条 都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道景観条例の一部改正)

第122条 北海道景観条例（平成20年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(検討)

12 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、新条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道公共下水道条例の一部改正)

第123条 北海道公共下水道条例（昭和58年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

第24条及び第25条中「者に対しては」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

(北海道建築審査会条例の一部改正)

第124条 北海道建築審査会条例（昭和25年北海道条例第88号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び議事」を「、議事その他審査会に関し必要な事項」に改める。
(北海道建築士法施行条例の一部改正)

第125条 北海道建築士法施行条例（昭和27年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(建築士法による参考人の費用支給条例の一部改正)

第126条 建築士法による参考人の費用支給条例（昭和27年北海道条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条第2項」を「第10条第3項」に改める。

第2条第2項中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「及び宿泊料の5種」を「、宿泊料及び食卓料の7種」に改める。

(北海道建築基準法施行条例の一部改正)

第127条 北海道建築基準法施行条例（昭和35年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、「3」を「と、「3」に改める。

第12条中「し尿浄化そう」を「し尿浄化槽」に、「つとめなければ」を「努めなければ」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道住宅対策審議会条例の一部改正)

第128条 北海道住宅対策審議会条例（昭和28年北海道条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、施策の推進を図り」を削る。

第3条第3項中「任命」を「任命し、」に改め、同条第5項中「委員を」の次に「解任し、又は」を加える。

(北海道営住宅条例の一部改正)

第129条 北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号）の一部を次のように改正する。

第31条中「同条第7項」を「同条第6項」に改める。

第68条第1項中「者には」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改め、同条第2項中「入居者に」を「入居者は、」に、「を科する」を「に処する」に改める。

附則に次の1項を加える。

(検討)

- 9 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第10章 出納局関係

(北海道税外諸収入金の徴収に関する条例の一部改正)

第130条 北海道税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和30年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中「者には」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

(北海道収入証紙条例の一部改正)

第131条 北海道収入証紙条例（昭和39年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第5条第4項中「これを」及び「また」を削る。

第11章 企業局関係

(北海道公営企業条例の一部改正)

第132条 北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第9条第2項中「の各号」を削る。

第10条中「ほか、」の次に「電気事業及び」を加える。

(北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第133条 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第5条の3第2号を次のように改める。

(2) 当該職員の所有に係る住宅（管理者が定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他管理者が定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員

（北海道公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第134条 北海道公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和42年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第12章 教育委員会関係

（北海道教育委員会手数料条例の一部改正）

第135条 北海道教育委員会手数料条例（平成12年北海道条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「者に対しては」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

（北海道立学校条例の一部改正）

第136条 北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

（北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例の一部改正）

第137条 北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例（昭和49年北海道条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「そなえている」を「備えている」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道学校保健審議会条例の一部改正）

第138条 北海道学校保健審議会条例（昭和28年北海道条例第45号）の一部を次

のように改正する。

第3条第1項中「15人」を「15人以内」に改め、同条第3項中「任命又は」を削り、同条第5項及び第6項中「解任又は」を削る。

（北海道社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部改正）

第139条 北海道社会教育委員の定数及び任期に関する条例（昭和24年北海道条例第80号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(定数)」を付し、同条中「以下委員」を「以下「委員」」に改める。

第2条に見出しとして「(任期)」を付し、同条第1項中「2年」を「、2年」に改める。

第3条に見出しとして「(解嘱)」を付し、同条中「委員を解職する」を「、委員を解嘱する」に改める。

（北海道立図書館条例の一部改正）

第140条 北海道立図書館条例（昭和26年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「こう報の用に供せらるる」を「広報の用に供せられる」に改める。

（北海道立図書館協議会条例の一部改正）

第141条 北海道立図書館協議会条例（昭和26年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、再任されることができる。

（北海道文化財保護条例の一部改正）

第142条 北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的)」に改める。

第2条第1号中「並びに考古資料及び」を「及び考古資料」に改める。

第3条中「当って」を「当たって」に改める。

第4条第2項中「には」を「ときは」に改め、同項ただし書中「を除く」を「は、この限りでない」に改め、同条第3項中「には」を「ときは」に改め、同条第4項中「北海道教育委員会公報（以下「公報」という。）で」を削り、「する。」を「行う。」に改め、同条第5項中「公報の」を削る。

第5条第1項中「、その他」を「その他」に、「とき」を「場合」に改め、同条第4項中「公報で」を削り、同条第5項中「第2項で」を「第2項において」に、「すみやかに」を「速やかに、」に改める。

第6条第2項中「もっぱら」を「専ら」に、「代り」を「代わり」に改め、同条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第7条及び第8条中「すみやかに」を「速やかに、」に改める。

第12条第1項中「虞」を「おそれ」に改める。

第19条第2項中「引渡」を「引渡し」に改める。

第20条第4項中「公報で」を削り、「する。」を「行う。」に改める。

第21条第1項及び第2項中「とき」を「場合」に改め、同条第4項中「公報で」を削り、「する。」を「行う。」に改め、同条第6項及び第7項中「公報で」を削る。

第26条第3項中「第20条第3項」を「第4条第3項」に改め、同条第4項中「公報で」を削り、「する」を「行う」に改める。

第27条第1項中「とき」を「場合」に改め、同条第3項中「第21条第3項」を「第4条第3項」に改め、同条第4項中「公報で」を削り、「する」を「行う」に改め、同条第7項中「公報で」を削る。

第30条第2項中「第20条第3項」を「第4条第3項」に改める。

第32条第1項中「、その他」を「その他」に、「とき」を「場合」に改め、同条第3項中「第5条第2項」を「第4条第3項から第5項まで」に改める。

第33条中「環界標、囲さく」を「境界標、囲い」に改める。

第34条中「すみやかに」を「速やかに、」に改める。

第39条中「各この条の罰金刑」を「同条の刑」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道スポーツ振興審議会条例の一部改正）

第143条 北海道スポーツ振興審議会条例（昭和37年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第5項」を「第18条第6項」に、「ことを目的とする」を

「ものとする」に改める。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、再任されることができる。

（北海道立美術館条例の一部改正）

第144条 北海道立美術館条例（昭和42年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（観覧料及び使用料）」に改め、同条中「北海道規則」を「規則」に改める。

第4条中「使用料」を「観覧料又は使用料」に改める。

（北海道立美術館協議会条例の一部改正）

第145条 北海道立美術館協議会条例（昭和42年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、再任されることができる。

（北海道美術品取得基金条例の一部改正）

第146条 北海道美術品取得基金条例（平成5年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「確実」を「最も確実かつ有利」に改める。

（北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第147条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「及び降給等」を「、降給等」に改める。

第11条の4中「あたって」を「当たって」に改める。

第13章 公安委員会関係

（北海道公安委員会手数料条例の一部改正）

第148条 北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条中「者に対しては」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

（北海道警察組織条例の一部改正）

第149条 北海道警察組織条例（昭和29年北海道条例第26号）の一部を次のよう

に改正する。

第4条の3第5号中「銃器及び薬物」を「薬物及び銃器」に改める。

第8条中「課の所掌事務に」を「、課の所掌事務に」に改める。

(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第150条 北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「の各号」を削る。

第6条第1項中「第5条第3項」を「前条第3項」に改める。

第8条第1項中「及び降給等」を「、降給等」に改める。

第13条第1項中「の各号」を削る。

(金属くず回収業に関する条例の一部改正)

第151条 金属くず回収業に関する条例(昭和32年北海道条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「若しくは交換し」を「、若しくは交換し」に改める。

第4条第2号中「取消」を「取消し」に改め、同条第3号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第9条中「亡失し」を「、亡失し」に改める。

第13条第1項中「又は譲り渡した」を「、又は譲り渡した」に、「そのつど」を「その都度」に改める。

附則に次の1項を加える。

6 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

第152条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和40年北海道条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「戸戸」を「戸々」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「ことわられた」を「断られた」に、「すわり込み」を「座り込み」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「しつよう」を「執よう」に改める。

第6条第1項中「利用しうる」を「利用し得る」に改める。

第9条中「の各号」を削り、同条第4号中「前各号」を「前3号」に、「しつよう」を「執よう」に改める。

第12条中「あたっては」を「当たっては」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(闘犬、闘牛、闘鶏等取締条例の一部改正)

第153条 闘犬、闘牛、闘鶏等取締条例(昭和24年北海道条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、その他」を「その他」に、「互にたたかわせて」を「互いに闘わせて」に改める。

第2条中「たたかい」を「闘い」に改める。

第4条第1項中「たたかわせよう」を「闘わせよう」に、同条第2項中「たたかい」を「闘い」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第154条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和30年北海道条例第77号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項中「。第11条の2において同じ」を削る。

第11条中「、第11条の3」を削る。

第11条の2を削り、第11条の3を第11条の2とし、第11条の4を第11条の3とする。

別表第2中「第11条の4」を「第11条の3」に改める。

附則に次の1項を加える。

5 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その

結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部改正）

第155条 北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例（平成13年北海道条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「次の」を「次の各号の」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第14章 監査委員関係

（北海道監査委員条例の一部改正）

第156条 北海道監査委員条例（昭和39年北海道条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第15章 人事委員会関係

（北海道人事委員会に出頭する証人等の費用弁償条例の一部改正）

第157条 北海道人事委員会に出頭する証人等の費用弁償条例（昭和27年北海道条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「及び宿泊料の5種」を「、宿泊料及び食卓料の7種」に改める。

第16章 労働委員会関係

（北海道労働委員会から出頭を求められた者等の費用弁償条例の一部改正）

第158条 北海道労働委員会から出頭を求められた者等の費用弁償条例（昭和27年北海道条例第105号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第28条の6」を「第33条」に改め、「定める」の次に「ものとする」を加える。

第2条中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「及び宿泊料の5種」を「、宿泊料及び食卓料の7種」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第26条中北海道環境生活部の

事務処理の特例に関する条例別表第1の3の3の項(4)の改正規定並びに第89条及び第105条の規定は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による廃止前の日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基づく債務の免除に関する条例の規定により行われた職員の懲戒免除及び出納長等の債務の免除については、同条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なおその効力を有する。
- 3 第1条の規定による廃止前の昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う関係条例の適用に関する条例の規定により休日とみなされた日については、同条例の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。
- 4 第1条の規定による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の規定により行われた職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、同条例の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。
- 5 平成19年度及び平成20年度に道が実施した第89条の規定による廃止前の北海道営営農用水事業分担金徴収条例第1条に規定する事業、第89条の規定による廃止前の北海道営草地畜産活性化特別対策事業分担金徴収条例第1条に規定する事業及び第89条の規定による廃止前の北海道営草地林地一体的利用総合整備事業分担金徴収条例第1条に規定する事業並びに第105条の規定による改正前の北海道営草地整備改良事業分担金徴収条例第1条に規定する事業のうち知事が定めるものに係る分担金については、なお従前の例による。
- 6 北海道立学校条例の一部を改正する条例（平成20年北海道条例第99号）の一部を次のように改正する。

附則に1項を加える改正規定を次のように改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 別表第2 北海道小樽高等支援学校の項中「小樽市」とあるのは、平成23年3月31日までの間においては、「札幌市」とする。

北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第16号

北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例

北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第44条第1項各号を次のように改める。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の北海道個人情報保護条例第44条第1項各号に掲げる個人情報は、この条例による改正後の北海道個人情報保護条例第44条第1項に規定する個人情報とみなす。

北海道防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第17号

北海道防災会議条例の一部を改正する条例

北海道防災会議条例（昭和37年北海道条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第2条第1項中「25人」を「35人」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の委員は、再任されることができる。

第5条中「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道市町村振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第18号

北海道市町村振興基金条例の一部を改正する条例

北海道市町村振興基金条例（昭和44年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）第22条第2項の規定によりその例によることとされた同法第2条第1項の規定により議会の議決を経た市町村が現に同法の規定により財政の再建を行い、又は行おうとする場合において」を「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第4条第1項の規定により同項に規定する財政健全化計画を定めなければならないこととされた市町村、同法第8条第1項の規定により同項に規定する財政再生計画を定めなければならないこととされた市町村、同法第6条第1項に規定する財政健全化団体又は同法第9条第4項に規定する財政再生団体である市町村その他一時的な資金の調達に支障を生じている市町村に対し」に改め、「、当該市町村に対し」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）附則第3条の規定による廃止前の地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）第22条第4項に規定する準用財政再建団体である市町村に対する資金の貸付については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第8条の規定により同条第1項に規定する財政再生計画を定めるまでの間は、なお従前の例による。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第19号

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部手数料条例（平成12年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表39の項中「4,000円」を「3,900円」に、「5,300円」を「5,200円」に改め、同表40の項中「1,100円」を「1,000円」に改め、同表41の項中「2,900円」を「2,800円」に改め、同表42の項中「1,900円」を「1,800円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月16日から施行する。

北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第20号

北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例

北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第17条第5項中「総理府令」を「環境省令」に改める。

第28条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 記念保護樹木の保全のために行う行為
- (3) 法令に基づいて国、道又は市町村が行う行為のうち、記念保護樹木の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- (4) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、記念保護樹木の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

第30条第5項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第37条中「は握し」を「把握し」に改める。

第42条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附則に次の1項を加える。

（検討）

- 11 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果

に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表特定開発行為変更許可申請手数料の項中「面積の変更」を「変更」に、「の面積の増加」を「への新たな土地の編入」に、「増加する面積」を「新たに編入する土地の面積」に、「の面積の減少を伴うとき 減少後」を「からの当該土地の一部の除外を伴うとき（同時に2に規定する新たな土地の編入を伴うときを除く。） 除外後」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条第1項ただし書の改正規定及び次項の規定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第28条第1項ただし書の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北海道交通安全基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第21号

北海道交通安全基本条例の一部を改正する条例

北海道交通安全基本条例（平成10年北海道条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「道等」を「道」に改める。

第6条中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とする。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第22号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表147の項第3欄を次のように改める。

30,700円

別表148の項第3欄を次のように改める。

11,700円（特例販売業二種の許可の更新に係る審査にあつては、3,650円）

別表149の項を次のように改める。

149 削除

別表149の2の項を削り、同表153の項中「第45条第1項」の次に「（薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第6条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）」を加え、「高度管理医療機器等」を「又は高度管理医療機器等」に改め、「又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を削

り、同表154の項中「第46条第1項」の次に「（薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令附則第6条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）」を加え、「高度管理医療機器等」を「又は高度管理医療機器等」に改め、「又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を削る。

附 則

- この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成21年5月31日までの間においては、手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、金額及び徴収時期については、この条例による改正前の北海道保健福祉部手数料条例別表に定めるもののほか、次の表のとおりとする。

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金 額	徴収時期
1 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下「改正法」という。）附則第19条第1項の規定に基づき改正法第1条の規定の施行前に行う薬事法（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の販売業を除く。）の許可の申請に対する審査	医薬品販売業許可申請手数料	30,700円	許可申請のとき
2 改正法附則第19条第1項の規定に基づき改正法第1条の規定の施行前に	医薬品販売業許可更新申請手数料	11,700円	許可更新申請のとき

行う薬事法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の販売業を除く。）の許可の更新の申請に対する審査

- 3 この条例の施行の日から平成27年5月30日（医薬品の販売業の許可証に係るものにあつては、平成24年5月31日）までの間においては、手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、金額及び徴収時期については、この条例による改正後の北海道保健福祉部手数料条例別表に定めるもののほか、次の表のとおりとする。

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金 額	徴収時期
1 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号。以下「改正政令」という。）附則第2条から第4条までの規定によりなおその効力を有することとされる改正政令第1条の規定による改正前の薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下「旧令」という。）第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証（専ら動物のために	医薬品販売業許可証等の書換え交付手数料	2,150円	書換え交付申請のとき

使用されることが目的とされている医薬品の販売業に係るものを除く。）又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付

- 2 改正政令附則第2条から第4条までの規定によりなおその効力を有することとされる旧令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の販売業に係るものを除く。）又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付

医薬品販売業許可証等の再交付手数料

3,150円

再交付申請のとき

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第23号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項(3)中「(法第27条において準用する場合を含む。)」を削り、「薬局等」を「薬局」に改め、同項(4)中「第25条第3号」を「第25条第2号」に

改め、「配置販売業」の次に「及び薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この項において「改正法」という。）附則第10条に規定する既存配置販売業者（以下この項において「既存配置販売業者」という。）に係る業務」を加え、同項(19)中「（法第25条第2号に規定する薬種商販売業の許可にあっては、法第28条第2項に規定する試験に係る事務を除く。）」を削り、同項中(21)を削り、(22)を(21)とし、(21)の次に次のように加える。

(22) 法第35条第3項ただし書の規定による卸売販売業の営業所の管理等の兼務の許可

別表第1の3の項(28)中「配置販売業者」の次に「及び既存配置販売業者」を加え、同項(33)中「第72条の2」を「第72条の2第1項」に、「薬剤師の増員」を「業務の体制を整備すること」に改め、同項(36)中「、医薬品の一般販売業」を「の管理者、営業所管理者」に改め、同項(41)中「第25条第3号」を「第25条第2号」に改め、「配置販売業」の次に「及び既存配置販売業者に係る業務」を加え、同項(58)中「第44条第1項」を「第44条」に改め、同項(59)を削り、同項(60)中「第45条第1項」の次に「（薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号。以下この項において「改正政令」という。）附則第3条及び第4条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）」を、「許可証」の次に「（改正法第1条の規定による改正前の法第26条第3項ただし書の許可に係る許可証を含む。(60)から(62)までにおいて同じ。）」を加え、同項中(60)を(59)とし、同項(61)中「第46条第1項」の次に「（改正政令附則第3条及び第4条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）」を加え、同項中(61)を(60)とし、同項(62)中「第46条第3項」の次に「（改正政令附則第3条及び第4条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）」を加え、同項中(62)を(61)とし、同項(63)中「第47条」の次に「（改正政令附則第3条及び第4条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）」を加え、同項中(63)を(62)とし、同項(64)中「第48条」の次に「（改正政令附則第3条及び第4条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）」を、「許可台帳」の次に「（改正法第1条の規定による改正前の法第26条第3項ただし書の許可に係る許可台帳を含む。）」を加え、同項中(64)を(63)とし、同項(65)中「政令」を「改正政令附則第5条の規定によりなおその効力を有することと

される改正政令第1条の規定による改正前の政令」に改め、同項中(65)を(64)とし、同項(66)中「第138条第2項」を「第153条第2項」に改め、同項中(66)を(65)とし、(65)の次に次のように加える。

(66) 省令第15条の4第2項の規定による郵便等販売に係る届書の受理

別表第1の3の項(67)中「、第141条及び第153条」を「及び第159条並びに薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号。以下この項において「改正省令」という。）附則第8条の規定によりなおその効力を有することとされる改正省令第1条の規定による改正前の省令第153条」に改め、同項(70)中「省令」を「改正省令附則第16条の規定によりなおその効力を有することとされる改正省令第1条の規定による改正前の省令」に改め、同項(71)を次のように改める。

(71) 省令第154条第1号ニ及び第2号ニの規定による営業所管理者の知識経験に係る認定

別表第1中3の2の項を3の3の項とし、同表3の項の次に次のように加える。

- 3の2 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 省令附則第4条第1項の規定による薬局の管理者の勤務時間数の届出の受理
 - (2) 省令附則第4条第2項の規定による薬局の管理者以外の薬剤師又は登録販売者の勤務時間数の届出の受理
 - (3) 省令附則第4条第3項の規定による薬局の管理者又は管理者以外の薬剤師若しくは登録販売者の勤務時間数の変更の届出の受理
 - (4) 省令附則第11条の規定による店舗管理者の届出の受理
 - (5) 省令附則第17条の規定による営業所管理者の届出の受理
 - (6) 省令附則第33条の規定による既存薬局開設者又は既存薬種商等からの郵便等販売に係る届書の受理

札幌市
函館市
小樽市
旭川市

附 則

1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布

の日から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成21年5月31日までの間においては、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下「改正法」という。）及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号。以下「改正省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるものは、札幌市、函館市、小樽市及び旭川市が処理することとする。

- (1) 改正法附則第19条第1項の規定に基づき行う薬事法（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定による医薬品の販売業（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の販売業を除く。以下同じ。）の許可（改正法第1条の規定による改正後の薬事法第25条第3号に掲げる卸売販売業の許可に限る。以下同じ。）の手續
- (2) 改正法附則第19条第1項の規定に基づき行う薬事法第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新の手續
- (3) 改正省令附則第32条の規定に基づき行う改正省令附則第11条の規定による店舗管理者の届出の受理
- (4) 改正省令附則第32条の規定に基づき行う改正省令附則第17条の規定による営業所管理者の届出の受理
- (5) 改正省令附則第32条の規定に基づき行う改正省令附則第33条の規定による既存薬局開設者又は既存薬種商等からの郵便等販売に係る届書の受理

北海道准看護師試験委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第24号

北海道准看護師試験委員条例の一部を改正する条例

北海道准看護師試験委員条例（昭和28年北海道条例第117号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「規定により」を「規定に基づき」に、「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第3条第1項中「任命」を「任命し、」に改め、同項第1号中「北海道保健福祉部長」を「医師である道の関係職員」に改め、同条第2項中「北海道保健福祉

部長」を「前項第1号に掲げる者」に改める。

第4条第3項中「解任」を「解任し、」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員は、再任されることができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に北海道准看護師試験委員である者の任期は、北海道准看護師試験委員条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

北海道介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第25号

北海道介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

北海道介護保険財政安定化基金条例（平成12年北海道条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,000分の1」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第26号

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例

北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表14の項中「12,000円」を「17,000円」に改め、同表35の項中「10,000円」を「9,000円」に、「9,500円」を「8,500円」に、「9,400円」を「8,400円」に、

「8,900円」を「7,900円」に改め、同表36の項中「8,500円」を「7,600円」に、「8,000円」を「7,100円」に、「6,700円」を「6,000円」に、「6,200円」を「5,500円」に改め、同表77の項中「23,000円」を「20,700円」に、「22,500円」を「20,200円」に改め、同表86の項中「15,700円」を「16,500円」に、「10,500円」を「11,000円」に、「13,000円」を「13,800円」に、「8,700円」を「9,200円」に、「11,500円」を「12,300円」に、「7,700円」を「8,200円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

北海道立工業試験場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第27号

北海道立工業試験場条例の一部を改正する条例

北海道立工業試験場条例（昭和24年北海道条例第84号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号中「1万3,200円」を「1万5,200円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申込みがされている派遣指導に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道地方競馬実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第28号

北海道地方競馬実施条例の一部を改正する条例

北海道地方競馬実施条例（昭和52年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、岩見沢競馬場、旭川競馬場、帯広競馬場、門別競馬場及び北見競馬場」を「及び門別競馬場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第29号

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表25の項中「第45条第1項」の次に「（薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第6条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）」を加え、同表26の項中「第46条第1項」の次に「（薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令附則第6条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成21年5月31日までの間に限り、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第19条第1項の規定に基づき同法第1条の規定の施行前に行う薬事法（昭和35年法律第145号）第24条第1項又は第2項の規定に基づく医薬品の販売業（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の販売業に限る。）の許可又は許可の更新の申請に対する北海道農政部手数料条例別表23の項及び24の項の規定の適用については、これらの規定中「薬事法」とあるのは、「薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第19条第1項の規定に基づき同法第1条の規定の施行前に行う薬事法」とする。
- 3 この条例の施行の日から平成24年5月31日までの間に限り、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第2条及び第4条の規定によりなおその効力を有するこ

ととされる同令第1条の規定による改正前の薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第45条第1項又は第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の販売業に係るものに限る。）の書換え交付又は再交付の申請に対するこの条例による改正後の北海道農政部手数料条例別表25の項及び26の項の規定の適用については、これらの規定中「第6条」とあるのは、「第2条、第4条及び第6条」とする。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第30号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「46の項及び58の項」を「45の項から46の項まで、58の項、89の項及び91の項」に改め、同条第2項中「知事が指定試験機関」を「知事が都道府県指定登録機関又は指定試験機関（以下この条において「都道府県指定登録機関等」という。）」に、「別表46の項」を「別表45の項から46の項まで」に、「指定試験機関」を「都道府県指定登録機関等」に改め、同条第3項中「指定試験機関」を「都道府県指定登録機関等」に改める。

第5条を次のように改める。

（手数料の還付）

第5条 知事は、次に掲げる場合は、別表10の2の項の第3欄に掲げる手数料の金額を還付する。

(1) 別表8の項に掲げる事務（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。）第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定をしなければならない場合（同表8の項において「構造計算適合性判定をしなければならない場合」という。）に限る。）に係る手数料を徴収した場合において、法第6条第1項の申請書を受理し、又は法第18条第2項の通知を受けた建築主事が法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を求めなかったとき。

(2) 別表88の項に掲げる事務（法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イに規定する方法若しくはプログラム又は同条第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定（以下この条及び同表88の項から91の項までにおいて「構造計算適合性判定に準ずる判定」という。）を行う場合に限る。）に係る手数料を徴収した場合において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第5項の通知を受けた建築主事が構造計算適合性判定に準ずる判定を求めなかったとき。

(3) 別表90の項に掲げる事務（構造計算適合性判定に準ずる判定を行う場合に限る。）に係る手数料を徴収した場合において、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第3項の規定による通知を受けた建築主事が構造計算適合性判定に準ずる判定を求めなかったとき。

別表13の項の次に次のように加える。

13の2 建築基準法第6条第4項（同法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）若しくは同法第18条第3項（同法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認済証の交付、同法第7条第5項（同法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）若しくは同法第18条第16項	確認済証等交付証明書交付手数料	1通につき500円	交付申請のとき
---	-----------------	-----------	---------

(同法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査済証の交付又は同法第7条の3第5項若しくは同法第18条第19項の規定に基づく中間検査合格証の交付に関する証明書の交付

別表45の項中「18,000円」を「19,200円」に改め、同項の次に次のように加える。

45の2 建築士法第5条第2項の規定に基づく二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付	二級建築士免許証等書換え交付手数料	5,900円	書換え交付申請のとき
45の3 建築士法第5条第2項の規定に基づく二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付	二級建築士免許証等再交付手数料	5,900円	再交付申請のとき

別表46の項中「15,100円」を「16,900円」に改め、同表47の項及び48の項中「17,500円」を「19,000円」に、「14,400円」を「15,900円」に改め、同項の次に次のように加える。

48の2 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録に関する証	一級建築士事務所等登録証明書交付手数料	500円	交付申請のとき
--	---------------------	------	---------

明書の交付

別表に次のように加える。

88 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく適合通知に係る申出に対する審査	適合通知に係る審査手数料	8の項の規定により算定した金額。この場合において、同項中「構造計算適合性判定をしなければならない」とあるのは、「構造計算適合性判定に準ずる判定を行う」と読み替えるものとする。	申出のとき
89 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく適合通知に係る申出に伴う特定建築物の建築等の計画についての構造計算適合性判定に準ずる判定	特定建築物の建築等の計画に係る構造計算適合性判定手数料	10の2の項の規定により算定した金額	10の2の項の第4欄の規定の例により知事が定めるとき
90 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100	認定申請のとき

円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

ア 住宅の戸数が1戸のもの
57,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項において「評価機関審査」という。）を受けた場合にあっては、18,000円）

イ 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 130,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、30,000円）

ウ 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 205,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、47,000円）

エ 住宅の戸数が11戸以上30戸以内のもの 402,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、76,000円）

オ 住宅の戸数が31戸以上50戸以内のもの 717,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、119,000円）

カ 住宅の戸数が51戸以上100

戸以内のもの 1,230,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、180,000円）

キ 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの
2,270,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、303,000円）

ク 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの
3,240,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、383,000円）

ケ 住宅の戸数が301戸以上のもの 3,970,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、434,000円）

（摘要）

法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に8の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、同項中「構造計算適合性判定をしなければならない」とあるのは、「構造計算適合性判定に準ずる判定を行う」と読み替えるものとする。

91 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による

長期優良住宅建築等計画に係る構造計算適合性判定手数料

10の2の項の規定により算定した金額

10の2の項の第4欄の規定の例により知事が

申出に係る長期優良住宅 建築等計画についての構 造計算適合性判定に準ず る判定		定めると き
--	--	-----------

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条第1項の改正規定（別表91の項に係る部分に限る。）、第5条の改正規定（同条第3号に係る部分に限る。）及び別表に88の項から91の項までを加える改正規定（同表90の項及び91の項に係る部分に限る。） 平成21年6月4日
- (2) 第5条の改正規定（同条第2号に係る部分に限る。）及び別表に88の項から91の項までを加える改正規定（同表88の項に係る部分に限る。） 平成21年7月1日

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第31号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の事項中 「 4月29日から10月31日まで 」 を 「 4月29日から10月31日 1月4日から12月28日まで 」 に改め、同表の11の事項中「10の表」を「11の表」に改め、同事項を

「 日まで 」 に改め、同表の11の事項中「10の表」を「11の表」に改め、同事項を「 日まで 」

同表の12の事項とし、同表の10の事項の次に次の1事項を加える。

11 北海道立オホーツク流水公園の管理棟及び体験学習施設

区 分	利 用 の 期 間 及 び 時 間	
	期 間	時 間
管理棟	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで
体験学習施設	4月1日から10月31日まで	

附 則

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の4の事項の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第32号

北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道教育委員会手数料条例（平成12年北海道条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同表3の項中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改め、同表3の2の項中「第5条第2項」を「第5条第3項」に、「同条第5項」を「同条第6項」に改め、同表3の4の項の次に次のように加える。

3の5 教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新	教育職員免許状更新手数料	3,300円	更新申請のとき
3の6 教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	教育職員免許状有効期間延長手数料	1,700円	延長申請のとき

長

別表6の項の次に次のように加える。

6の2 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項の規定に基づく更新講習修了確認	教育職員免許状更新講習修了確認手数料	3,300円	確認申請のとき
6の3 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の規定に基づく免許状更新講習の課程を修了した後の期間内にあることについての確認	教育職員免許状更新講習修了後期間内確認手数料	3,300円	確認申請のとき
6の4 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第4項の規定に基づく免許状更新講習の修了確認期限の延期	教育職員免許状更新講習修了確認期限延期手数料	1,700円	延期申請のとき
6の5 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第5項の規定に基づく免許状更新講習を受ける必要がない者としての認定	教育職員免許状更新講習免除認定手数料	3,300円	認定申請のとき

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第33号

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
（北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「校長」の次に「、副校長」を加える。

（北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「校長」の次に「、副校長」を加える。

第10条の4第1項中「教員（）」の次に「本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長、」を加える。

第12条第1項中「置く高等学校の」の次に「副校長、」を加える。

別表第2ア備考(1)の事項中「校長」の次に「、副校長」を加える。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		号俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額

	円	円	円	円	円
1	148,800	164,400	254,100	286,300	414,500
2	150,300	166,500	256,900	289,400	416,100
3	151,800	168,600	259,700	292,500	417,700
4	153,300	170,800	262,500	295,600	419,300
5	154,900	172,800	265,300	298,400	421,000
6	156,800	175,000	268,000	301,500	422,600
7	158,600	177,200	270,700	304,600	424,200
8	160,400	179,400	273,400	307,700	425,800
9	162,200	181,700	276,100	310,700	427,300
10	164,300	184,500	278,800	313,600	428,700
11	166,300	187,200	281,500	316,500	430,100
12	168,300	189,900	284,200	319,400	431,500
13	170,300	192,800	286,900	322,300	432,900
14	172,500	194,500	289,600	324,600	434,300
15	174,700	196,200	292,300	326,900	435,700
16	176,900	197,900	295,000	329,200	437,100
17	179,200	199,700	297,700	331,500	438,400
18	181,800	201,400	300,400	333,800	439,800
19	184,300	203,100	303,100	336,100	441,200
20	186,800	204,800	305,800	338,400	442,600
21	189,300	206,600	308,500	340,700	443,900
22	191,000	208,500	311,200	343,000	445,300
23	192,700	210,400	313,900	345,300	446,700
24	194,400	212,300	316,600	347,600	448,100
25	195,900	214,000	319,300	349,800	449,400
26	197,500	216,000	321,700	351,700	450,700
27	199,100	218,000	324,100	353,600	452,000
28	200,700	220,000	326,500	355,500	453,300
29	202,400	221,900	328,900	357,400	454,600
30	204,100	224,600	331,100	359,300	455,800
31	205,800	227,300	333,300	361,200	457,000
32	207,500	230,000	335,500	363,100	458,200
33	209,000	232,800	337,700	364,900	459,400
34	210,700	235,700	339,800	366,700	460,300
35	212,400	238,600	341,900	368,500	461,200
36	214,100	241,500	344,000	370,300	462,100
37	215,700	244,300	346,100	372,200	463,000
38	217,400	247,100	348,100	373,800	463,900
39	219,100	249,900	350,100	375,400	464,800
40	220,800	252,700	352,100	377,000	465,700
41	222,600	255,500	354,100	378,700	466,600
42	224,400	258,100	355,900	380,300	467,500
43	226,200	260,700	357,700	381,900	468,400
44	228,000	263,300	359,500	383,500	469,300

45	229,900	265,900	361,300	385,100	470,200
46	231,600	268,500	363,000	386,700	471,100
47	233,300	271,100	364,700	388,300	472,000
48	235,000	273,700	366,400	389,900	472,900
49	236,700	276,300	368,100	391,400	473,800
50	238,400	278,900	369,800	392,900	
51	240,100	281,500	371,500	394,400	
52	241,800	284,100	373,200	395,900	
53	243,300	286,600	374,900	397,500	
54	245,000	289,200	376,400	398,900	
55	246,700	291,700	377,900	400,300	
56	248,400	294,200	379,400	401,700	
57	250,000	296,500	380,900	403,200	
58	251,500	299,200	382,300	404,600	
59	253,000	301,900	383,700	406,000	
60	254,500	304,600	385,100	407,400	
61	256,100	307,100	386,500	408,700	
62	257,600	309,600	387,800	410,100	
63	259,100	312,100	389,100	411,500	
64	260,500	314,600	390,400	412,900	
65	261,800	317,000	391,700	414,100	
66	263,400	319,200	392,900	415,300	
67	265,000	321,400	394,100	416,500	
68	266,600	323,600	395,300	417,700	
69	268,300	325,900	396,500	418,800	
70	269,800	328,100	397,700	420,000	
71	271,300	330,300	398,900	421,200	
72	272,800	332,500	400,100	422,400	
73	274,100	334,700	401,300	423,400	
74	275,400	336,900	402,400	424,200	
75	276,700	339,100	403,500	425,000	
76	278,000	341,300	404,600	425,800	
77	279,400	343,300	405,700	426,700	
78	280,600	345,200	406,700	427,500	
79	281,800	347,100	407,700	428,300	
80	283,000	349,000	408,700	429,100	
81	284,300	350,800	409,700	429,900	
82	285,500	352,600	410,500	430,600	
83	286,700	354,400	411,300	431,300	
84	287,900	356,200	412,100	432,000	
85	289,000	357,900	412,900	432,700	
86	290,000	359,600	413,700	433,400	
87	291,000	361,300	414,500	434,100	
88	292,000	363,000	415,300	434,800	

再任
用職
員以
外の
学校
職員

89	293, 100	364, 700	416, 100	435, 500
90	294, 000	366, 100	416, 800	436, 200
91	294, 900	367, 500	417, 500	436, 900
92	295, 800	368, 900	418, 200	437, 600
93	296, 500	370, 400	418, 900	438, 100
94	297, 300	371, 700	419, 600	438, 800
95	298, 100	373, 000	420, 300	439, 500
96	298, 900	374, 300	421, 000	440, 200
97	299, 800	375, 700	421, 700	440, 700
98	300, 600	376, 800	422, 300	441, 400
99	301, 400	377, 900	422, 900	442, 100
100	302, 200	379, 000	423, 400	442, 800
101	303, 100	380, 200	423, 900	443, 300
102	303, 600	381, 300	424, 500	444, 000
103	304, 100	382, 400	425, 100	444, 700
104	304, 600	383, 500	425, 600	445, 400
105	305, 100	384, 500	426, 100	445, 900
106	305, 500	385, 500	426, 700	
107	305, 900	386, 500	427, 300	
108	306, 300	387, 500	427, 800	
109	306, 500	388, 400	428, 300	
110	306, 900	389, 400		
111	307, 300	390, 400		
112	307, 700	391, 400		
113	307, 900	392, 200		
114	308, 200	393, 100		
115	308, 500	394, 000		
116	308, 800	394, 900		
117	309, 100	395, 900		
118	309, 400	396, 700		
119	309, 700	397, 500		
120	310, 000	398, 300		
121	310, 200	399, 100		
122	310, 500	399, 900		
123	310, 800	400, 700		
124	311, 100	401, 500		
125	311, 300	402, 200		
126		402, 900		
127		403, 600		
128		404, 300		
129		405, 100		
130		405, 800		
131		406, 500		
132		407, 200		

	133		407, 700			
	134		408, 300			
	135		408, 900			
	136		409, 500			
	137		409, 900			
	138		410, 500			
	139		411, 100			
	140		411, 700			
	141		412, 100			
	142		412, 700			
	143		413, 300			
	144		413, 900			
	145		414, 300			
	146		414, 900			
	147		415, 500			
148		416, 100				
149		416, 500				
再任用職員		226, 400	276, 000	303, 700	331, 300	414, 600

備考(1) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加え、「又は2級」を「、2級又は特2級」に改める。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第5条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改める。

第3条第1項中「校長」の次に「、副校長」を加える。

(北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成6年北海道条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「2級」の次に「又は特2級」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第11項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例附則第10項の規定による改正前の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「2級」の次に「又は特2級」を加える。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第34号

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第4条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

教育委員会は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

第7条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 教育委員会は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、前項の規定によると学校職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、人事委員会規則の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
（再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条に規定する再任用短時間勤務職員で改正後の条例第3条第3項の規定により4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間が29時間又は29時間15分と定められたものに係る改正後の条例第7条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「ときは」とあるのは、「とき又は学校職員の勤務の形態を考慮して相当の理由があると認めるときは」とする。

（北海道学校職員の給与に関する条例及び北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 3 次に掲げる条例の規定中「8時間」を「7時間45分」に改める。
 - (1) 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）第14条第2項
 - (2) 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第15条第2項の表
（北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）
- 4 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。
第12条第1項第4号中「4時間」を「3時間45分以上4時間以下」に改める。

北海道立教育研究所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第35号

北海道立教育研究所条例の一部を改正する条例

北海道立教育研究所条例（昭和32年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「情報処理教育センター」の次に「及び理科教育センター」を加える。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
(北海道立理科教育センター設置条例の廃止)
- 北海道立理科教育センター設置条例（昭和37年北海道条例第62号）は、廃止する。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第36号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の57の項の次に次のように加える。

57の2 道路交通法第97条 の2第1項第3号イ又は 第101条の4第2項の規 定に基づく認知機能検査 の実施	認知機能検査 手数料	650円	検査申請 のとき
57の3 道路交通法第97条 の2第1項第3号イ又は 第101条の4第2項の規 定に基づく認知機能検査 の実施に関する講習	認知機能検査 員講習手数料	3,850円（道路交通法第108条 の2第1項第12号に掲げる講 習における指導に必要な能力 を有する者であって公安委員 会が認めるものにあつては、 2,100円）	受講申込 みのとき

別表第 1 の65の項のサ中「講習 1 時間につき2,050円」を「5,800円（当該講習が同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,350円）」に、「講習 1 時間につき1,500円」を「2,350円」に改め、同表の72の項中「16,000円」を

「13,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の72の項の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第37号

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「456人」を「458人」に、「791人」を「794人」に、「5,843人」を「5,862人」に、「3,054人」を「3,063人」に、「10,144人」を「10,177人」に、「11,507人」を「11,540人」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

北海道職員の共済制度に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第38号

北海道職員の共済制度に関する条例を廃止する条例

北海道職員の共済制度に関する条例（昭和28年北海道条例第69号）は、廃止する。

附 則

- この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- この条例による廃止前の北海道職員の共済制度に関する条例第 5 条の規定は、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までの間は、なおその効力を有する。
(1) 財団法人北海道職員互助会が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項（同法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をした日

(2) 財団法人北海道職員互助会が解散した日

北海道統計調査条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第39号

北海道統計調査条例を廃止する条例

北海道統計調査条例（昭和26年北海道条例第25号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にしたこの条例による廃止前の北海道統計調査条例第1条に規定する統計調査に係る秘密の保護については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。
第44条第1項第4号を削る。
- 5 前項の規定による改正前の北海道個人情報保護条例第44条第1項第4号に掲げる個人情報は、前項の規定による改正後の北海道個人情報保護条例第44条第1項に規定する個人情報とみなす。

北海道交通安全連絡協議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第40号

北海道交通安全連絡協議会条例を廃止する条例

北海道交通安全連絡協議会条例（昭和46年北海道条例第40号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道中小企業設備合理化促進条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第41号

北海道中小企業設備合理化促進条例を廃止する条例

北海道中小企業設備合理化促進条例（昭和32年北海道条例第36号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の北海道中小企業設備合理化促進条例の規定に基づき貸し付けた資金の償還については、なお従前の例による。

北海道農家負債整理促進条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第42号

北海道農家負債整理促進条例を廃止する条例

北海道農家負債整理促進条例（昭和31年北海道条例第7号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の北海道農家負債整理促進条例の規定に基づいて行った利子補給及び損失補償については、なお従前の例による。

北海道夕張川二股発電所建設運営委員会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第43号

北海道夕張川二股発電所建設運営委員会条例を廃止する条例

北海道夕張川二股発電所建設運営委員会条例（昭和29年北海道条例第82号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立学校部分林設定条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第44号

北海道立学校部分林設定条例を廃止する条例

北海道立学校部分林設定条例（昭和24年北海道条例第72号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の北海道立学校部分林設定条例の規定に基づき設定した部分林の分収による収益については、なお従前の例による。

北海道公立学校職員の共済制度に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第45号

北海道公立学校職員の共済制度に関する条例を廃止する条例

北海道公立学校職員の共済制度に関する条例（昭和51年北海道条例第61号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

北海道警察の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助する証人等の費用弁償並びに警察官の採用が取り消された者の費用弁償に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第46号

北海道警察の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助する証人等の費用弁償並びに警察官の採用が取り消された者の費用弁償に関する条例を廃止する条例

北海道警察の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助する証人等の費用弁償並びに警察官の採用が取り消された者の費用弁償に関する条例（昭和29年北海道条例第40号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

北海道警察職員の共済制度に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第47号

北海道警察職員の共済制度に関する条例を廃止する条例

北海道警察職員の共済制度に関する条例（昭和31年北海道条例第23号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の北海道警察職員の共済制度に関する条例第 5 条の規定は、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までの間は、なおその効力を有する。
 - (1) 財団法人北海道警察職員互助会が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第 1 項（同法第121条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をした日
 - (2) 財団法人北海道警察職員互助会が解散した日

北海道公安委員会の意見の聴取等に出頭する者の費用弁償条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第48号

北海道公安委員会の意見の聴取等に出頭する者の費用弁償条例を廃止する
条例

北海道公安委員会の意見の聴取等に出頭する者の費用弁償条例（昭和30年北海道条例第74号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第49号

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第12項を次のように改める。

- 12 平成21年 4 月 1 日から同月30日までの間に限り、附則第10項の規定の適用については、同項第 1 号中「100分の75」とあるのは、「100分の70」とする。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
